

犬の虐待に現行動管法13条違反で罰金3万円の有罪確定。

毎日新聞9月19日（火）の記事より抜粋

兵庫県のボランティア団体は、譲渡した犬に熱湯をかけるなどの虐待を行った大阪府の男性を98年9月に大阪府警に告発。大阪地検に略式起訴され、今年4月男性が犬の虐待を認め、大阪簡裁が最高額3万円の罰金刑を命じた。

三宅島災害を契機に板橋区と区獣医師会が協力して災害時動物救援協定

毎日新聞9月23日（土）の記事より抜粋

東京板橋区は区獣医師会と動物救護活動に関する協定を結んだ。区が避難させる場所を確保し、獣医師会がけがの治療にあたるなどの役割分担を明確にした。解除変更の申し出がない限り3年間づつの延長。区獣医師会は三宅島から避難した犬ねこ24頭を保護中。

新聞記事切り抜き画像 [http://sites.pearlmedia.com/nyanko/awnfxns\\_np6.html](http://sites.pearlmedia.com/nyanko/awnfxns_np6.html)

総理府が今後の施策の参考にするために動物愛護に関する世論調査結果を発表

(1) ペットの飼育状況 (2) ペット飼育に関する意識 (3) ペット飼育の是非 (4) 動物愛護政策の推進などに関する意識調査が行われその一例では、動物愛護と動物の望ましい飼い方について定めた法律が、昨年12月に改正されたことを知っているか聞いたところ、「改正された内容まで知っている」と答えた者の割合が1.8%、「改正されたことを知っている」と答えた者の割合が11.2%、「改正されたことを知らない」と答えた者の割合が35.8%、「そういう法律があることを知らなかった」と答えた者の割合が51.2%となっている。などのほか、多岐にわたる調査結果が発表された。（都道府県立図書館などで閲覧可能）

総理府 / 動物愛護に関する世論調査 <http://www.sorifu.go.jp/survey/aigo/index.html>

動物の法律を考える連絡会を継承した動物との共生を考える連絡会が発足。

動物愛護法の周知と実効化のため必要な事柄に誠実に取り組み、人と動物が共に暮らせる豊かな社会環境の構築を目的に発足した同連絡会がシンポジウムを開催。テーマはこどもと動物・命とのふれあい「少年犯罪と動物虐待」。10月21日（土）午後5時半より。

東京千代田区永田町星陵会館にて。会費500円。電話03-3391-1733 Fax.03-3391-4180

動物との共生を考える連絡会 [http://sites.pearlmedia.com/nyanko/dokyoren\\_top.html](http://sites.pearlmedia.com/nyanko/dokyoren_top.html)

動物愛護地方議員の会所属議員が議会本会議でペット条例作成を質問

ペットは単なる愛玩動物ではなく、家族の一員、人生の伴侶とするなどの時代背景に基づき改正公布された動物愛護法の精神の実行を目指し、動物愛護やペット条例などの整備に関する質問が東京世田谷区議会で9月21日に行われ区が検討を始めた。

総理府

改正動物愛護法解説 [http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/sorifu\\_hokaisetu.html](http://www02.so-net.ne.jp/~nekonet/sorifu_hokaisetu.html)

このファックスニュースが不要の際や不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までご連絡いただくと幸いです。  
不要の際の返信先Fax.03-3350-6440AWN連絡会係

ファックス不要チェックBOX

貴団体名